

免許法別表第6により上級免許状を取得する場合(養護教諭)

受けようとする免許状		専修	1種				2種
基礎資格となる免許状		養護教諭1種	養護教諭2種				養護教諭臨時
根拠規定		教育職員免許法別表第6	教育職員免許法別表第6		教育職員免許法施行規則第17条第1項の表備考(注1)	教育職員免許法別表第6備考第1号(注2)	教育職員免許法別表第6他
基礎資格となる免許状を取得した後の養護教員としての勤務成績良好な必要在職年数		3	3	4	5	1	1
基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数 (注3)(注4)		15	20	15	10	10	10
必ず含めねばならない科目及び単位数	計		8	7	6	4	4
	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)		2	2	1	1	1
	学校保健		2	2	1	1	1
	養護概説		2	2	1	1	1
	健康相談活動理論及び方法		2	2	1	1	1
教職に関する科目及び単位数	計		6	5	4	3	3
	教職の意義等に関する科目		3	3	2	2	2
	教育の基礎理論に関する科目						
	養護又は教職に関する科目	15	2	2			2

お問い合わせください

(注1) 免許法施行規則第17条第1項の表備考の適用条件

大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得 又は 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得

(注2) 免許法別表第6備考第1号の適用条件

保健師の免許を基礎として養護教諭2種免許状を取得

(注3) 基礎資格となる免許状の取得後であれば、在職年数の条件を満たす以前に単位の修得を開始した場合でも、すべての条件が整えば申請できます。

例えば、養護教諭1種免許状を取得するための単位を在職年数3年目から修得を始め、4年目に修得終了後、満5年を経過した時点で申請できます。

(注4) 養護に関する科目、教職に関する科目、養護又は教職に関する科目の合計単位数と最低修得単位数との差は、養護に関する科目、教職に関する科目、

養護又は教職に関する科目の中から選択します。